

半田市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及びコンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた組積造の塀（門柱を含む。）で、道路面からの高さが1メートル以上のものをいう。
- (3) 一団の土地 土地利用上、一体の土地として利用することが可能なひとまとまりの土地をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の対象は、ブロック塀等の撤去を行う者で、次の各号の全てを満たすものとする。ただし、補助金の交付は、一団の土地につき1回限りとする。

- (1) 建築士等による診断の結果、危険であると判断されたブロック塀等を有する土地の所有者又は所有者から委任を受けた者であること。ただし、道路境界線沿にあるものに限る。
- (2) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納がない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要した経費の2分の1又は撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり5千円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、10万円を限度とする。

ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等撤去工事に着手する前に、半田市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 施工前の写真
- (3) ブロック塀診断カルテ

(4) 撤去工事費の見積書

(5) 委任状(申請者が土地の所有者でない場合に限る。)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ半田市ブロック塀等撤去費補助金変更・中止承認申請書(様式第3)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 撤去工事施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助金の額の変更

(3) ブロック塀等撤去工事の中止

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市ブロック塀等撤去費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、半田市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(1) 撤去工事費の領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の半田市ブロック塀等撤去実績報告書が提出された場合は、速やかに内容を審査し、適正に処理されたことを認めるときは、補助金の交付額を確定し、半田市ブロック塀等撤去費補助金交付確定通知書(様式第6)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の通知を受けた者は、当該通知を受領した日から10日以内に半田市ブロック塀等撤去費補助金支払請求書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月6日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成30年6月18日以降申請のあったブロック塀等撤去工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。